むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金手続きの流れ

申請者（手続代行者）	市	備考
工事請負契約 ↓ **交付申請書**提出 （申込期間）		○交付申請時には、太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約を締結している必要があります。 〇交付申請時の提出書類 ・交付申請書 ・同意書 ・契約状況がわかる資料（契約書） ・設置場所の案内図（位置図等） ・設置前写真
	現地確認 ↓ 交付決定 又は 不交付決定	○交付決定の前に工事に着手することは認められません。 （不交付又は交付取消になります。）
通知受取 （交付決定を受けた場合） ↓ 設置工事着手 ↓ 電力会社と太陽光発電 電力受給を開始（完了日） ↓ **実績報告書**提出 ※完了日から起算して1か月を経過する日 または3月31日の いずれか早い日まで		○交付決定から完了日までの期間、申請内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、変更等承認申請書を市に提出しなければなりません。 ○実績報告の提出が規定の期間までなされない場合は、交付取消になります。 〇実績報告時の提出書類 ・実績報告書 ・太陽光発電を設置した住宅に居住していることを確認できる資料（住民票等） ・太陽光発電の設置状況を示す写真 ・補助対象経費を支払ったことがわかる資料（領収書等） ・電力会社と電力受給契約を締結したことを確認できる資料（電力受給契約確認書等）
通知受取 ↓ **補助金請求書**提出	補助金の額の確定 補助金の支払	○請求書の提出後、市からの補助金の支払をもって終了となります。